平成３０年（フ）第２１号
群馬県高崎市下豊岡町1267番地５　鈴木アパート西Ａ棟
債務者　藤森　敏信
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第２３号
埼玉県所沢市大字山口1536番地の１　パールハイツ102、申立時の住所埼玉県所沢市和ケ原２丁目153番地の３　グリーンウッドＤ－101
債務者　田口美佐緒
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第４７号
埼玉県狭山市大字水野358番地の21、前住所埼玉県富士見市関沢２丁目６番31―401号
債務者　清水　大地
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１４８号
千葉県旭市ニの5531番地６
債務者　加瀬　順子
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１７６号
千葉県東金市台方595番地３
債務者　森　　紋子（旧姓戸邉）
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第１号
京都府舞鶴市字女布64番地30
債務者　辻野　久和
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２９年（フ）第１０８４号
堺市北区百舌鳥陵南町１丁１番地22
債務者　御厨　浩毅
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１１５２号
大阪府松原市高見の里６丁目18番９号
債務者　古井　由香
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１１７９号
堺市北区長曽根町545番地33　下野池第二住宅17棟202号
債務者　山本　温子
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第６号
堺市堺区七道東町162番地１　シティハイツ堺七道404号
債務者　児玉　浩一
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第７号
堺市堺区七道東町162番地１　シティハイツ堺七道404号
債務者　児玉　久美（旧姓宮浦）
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１１号
大阪府松原市南新町２－２―30、住民票上の住所大阪府松原市北新町３丁目４番46号
債務者　寺内　裕衣
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１７号
大阪府羽曳野市南恵我之荘３丁目12番４号
債務者　仲本　和美
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１８号
堺市南区槇塚台１丁10番16―401号
債務者　望月　美景
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２１号
堺市南区鴨谷台３丁２番４―303号、前住所大阪府大阪狭山市池尻自由丘１丁目１番13号（202号）
債務者　檜垣　貞子
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２２号
堺市南区鴨谷台３丁２番４―303号、前住所大阪府大阪狭山市池尻自由丘１丁目１番13号（202号）
債務者　さかいはんこセンターこと　檜垣　孝夫
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係